

## 表彰

### ◆山口県体育指導委員功労賞 (10年表彰)

(平成18年度山口県体育指導  
委員研修大会・6月3日)

重村能美さん(出井)  
高瀬 満さん(小松)  
梶田良雄さん(西安下庄)  
亀井智恵美さん(久賀)

全国海難防止強調運動  
7月16日～31日

見えますか?まわりの状況  
気付いてますか?  
せまる危険

柳井海上保安署

No	施設 の 名 称
1	周防大島町久賀歴史民俗資料館
	周防大島町町衆文化伝承の館
	周防大島町町衆文化の薫る郷公園
2	日本ハワイ移民資料館
3	周防大島町サン・スポーツランド片添
	周防大島町片添ヶ浜温泉遊湯ランド
	周防大島町青少年旅行村
4	周防大島町陸奥野営場
	周防大島町立陸奥記念館
	周防大島町なぎさ水族館
5	周防大島町総合交流ターミナル
6	竜崎温泉潮風の湯

(注) 公募は、No.1～6の施設をそれぞれ1件として募集する予定です。

### 【指定管理者制度とは】

従来の管理委託制度とは異なり、施設の管理に民間の能力やノウハウを幅広く活用しつつ、住民サービスの向上、コストの節減等を図ることを目的とするものです。

## 公募による 指定管理予定施設を 公表します

☎ 0820(74) 1005

◆問い合わせ/政策企画課総合政策班

町では、次の公の施設について、指定管理者制度の趣旨や施設ごとの設置目的を十分に理解し、公正かつ効率的に管理運営を行うことができる指定管理者の公募を予定しています。7月下旬ごろ募集要項等を、政策企画課および町ホームページ等で公表します。

区 分	国保 69 歳以下	国保 70 歳以上・老人	
	食事代の 自己負担額	食事代の 自己負担額	入院時一部 負担金限度額
一般の方	1食につき 260円	1食につき 260円	40,200円/月
町民税非課税世帯等で 過去1年間の入院日数が 90日以下の方 91日以上の方	1食につき 210円	1食につき 210円	24,600円/月
	1食につき 160円	1食につき 160円	
町民税非課税世帯等で 所得が一定の基準以下の方	—	1食につき 100円	15,000円/月

※減額認定証を医療機関の窓口に提示しないと、減額を受けられませんのでご注意ください。

## 国民健康保険被保険者と老人医療受給者の皆様へ

町民税非課税世帯等に属する方が入院したときは、表のとおり一部負担金や食事代が減額されます。

入院したときに、一部負担金や食事代が安くなる制度があります



減額認定を受けるには申請が必要となりますので、手続きをしてください。

■申請場所/医療保険課

最寄りの総合支所、出張所

■準備するもの/

①健康保険被保険者証

②印鑑

③老人医療の受給者は、老人医療受給者証

○現在減額認定証をお持ちの方へ

現在使用している「国民健康保険標準負担額減額認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月末日です。引き続き、減額認定証が必要な方は、手続きをしてください。

■申請期間/8月1日(火)～8月31日(木)

※町民税等の申告をしていないと、町民税の非課税世帯等に属するかどうかの判定ができません(減額の認定を受けられません)ので、ご注意ください。

■問い合わせ/医療保険課

☎ 77-5502